

No. 519

建設業

建設産業の今を伝え
未来を考える

しんぶん

6

Jun. 2020



2級

建
電気工事

令和2年度
建築

施工管理技術検定

学科・実地試験
受験申込受付期間

インターネット申込 令和2年6月23日(火) ~ 7月21日(火)締切
書面申込 令和2年7月 7日(火)

申込方法

「学科・実地試験」および「実地試験のみ」の申込

- 新規受験申込者は、必ず願書を購入し『書面申込』をしてください。
- 再受験申込者は、『インターネット申込』または『書面申込』をしてください。
インターネット申し込みをする場合は、事前に願書を購入する必要はありません。

「学科試験のみ」の申込

- 書面申込のみとなります。

※書面申込の願書は、3種類(「学科・実地試験」、「学科試験のみ」、「実地試験のみ」)ありますので、ご注意ください。

試験日 令和2年11月8日(日)

試験地 札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋
大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

願書 6月23日(火)から販売します。

願書取扱先

(一財)北海道開発協会	011-709-5212	(一社)北陸地域づくり協会	025-381-1301	(一社)四国クリエイト協会	087-822-1657
(一社)東北地域づくり協会	022-268-4192	(一社)中部地域づくり協会	052-962-9086	(一社)九州地域づくり協会	092-481-3784
(一社)公共建築協会	03-3523-0381	(一社)近畿建設協会	06-6947-0121	(一社)沖縄県建設業協会【建築のみ】	
(一社)関東地域づくり協会	048-600-4131	(一社)中国建設弘済会	082-502-6934	(一社)沖縄県電気管工事業協会【電気工事のみ】	

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
電話 03(5473)1581

試験案内



www.fcip-shiken.jp

CONTENTS

特集

建設分野の
特定技能外国人の
受入れについて

02

(一社)建設技能人材機構(JAC)

管理部長(兼)調査研究部長 江口 大暁

- 1. はじめに
- 2. 建設分野の特定技能外国人制度の概要
- 3. 受入企業がすべきこと(主なもの)
- 4. おわりに
- 特定技能外国人という新しいチカラ

PRESCRIPTION

日本経済の動向

10

- コロナ・ショックと世界経済・日本経済

建設経済の動向

11

- なぜ新卒の社員が辞めてしまうのか

連載 働き方改革関連法案に対応!!
建設業の労務管理

12

- 【第6回】
月60時間超の時間外労働の
割増率の引き上げ

連載 かわいい土木【第30回】

14

- 森越橋
／東京都奥多摩町

建設技能者能力評価制度
「レベル判定システム」の
運用開始について

16

いつでもチェック!!

建設業
しんこうWeb建設産業の今を伝え
未来を考える『建設業しんこう』は
Webでも
ご覧いただけます。

しんこうWeb

検索

<https://www.shinko-web.jp/>メルマガ登録は
コチラから!

『建設業しんこう』に関するご意見・ご要望

TEL : 03-5473-4584 (企画広報部)

MAIL : kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

印刷 : 日経印刷株式会社

©本誌記事の無断転載を固く禁じます。

建設分野の特定技能外国人の 受入れについて

(一社)建設技能人材機構(JAC) 管理部長(兼)調査研究部長
江口 大暁

1. はじめに

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、建設分野を含む14分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を労働者として受け入れる仕組みを盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)」が2019年4月1日から施行されました。

新しく創設された特定技能外国人制度では、①相当程度の知識又は経験を有する外国人に対しては一定の手続きを経て、「特定技能1号」という通算5年の在留期間を上限とする在留資格が付与されます。また、②熟練した技能を有する外国人に対しては一定の手続きを経て、「特定技能2号」という在留期間の更新に上限を付さない在留資格が付与されます。

本稿では、主に1号特定技能外国人の受入れを検討中の建設企業の皆様に、建設分野の特定技能外国人制度の概要、受入企業がすべきこと等を解説していきます。

2. 建設分野の特定技能外国人制度の概要

ここでは、(1)受入対象職種、(2)特定技能外国人になるルート、(3)受入負担金の負担について解説をしていきます。

(1) 受入対象職種

2019年4月1日から2020年2月27日までの間は、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げの11職種について、後述する一定の要件を満たせば、1号特定技能外国人の受入れが可能でした。

その後、2020年2月28日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)の改正が閣議決定されたことにより、先の11職種に加え、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工の7職種が追加され、計18職種において、1号特定技能外国人の受入れが可能となりました。

■ 受入対象職種一覧(18職種) ■

(2020年2月28日現在)

職 種		
型枠施工	屋根ふき	建築大工
左官	電気通信 ※	配管
コンクリート圧送	鉄筋施工	建築板金
トンネル推進工 ※	鉄筋継手 ※	保温保冷
建設機械施工	内装仕上げ	吹付ウレタン断熱 ※
土工 ※	とび	海洋土木工 ※

※印の6職種については、技能実習等に職種がないため、「建設分野特定技能1号評価試験」を受験し、合格することが必要。

(2) 特定技能外国人になるルート

外国人が特定技能外国人になるルートは次の2つがあります。それぞれについて解説をしていきます。

ルート1 技能実習を経験していない外国人の場合(試験合格者)

技能実習2号を良好に修了していない外国人が1号特定技能外国人になるためには、技能検定3級の水準に相当する技能評価試験と日本語試験の両方の試験に合格することが必要です。

技能評価試験については、「技能検定3級」又は(一社)建設技能人材機構(JAC)(以下「JAC」という。)が実施する技能検定3級の水準に相当する「建設分野特定技能1号評価試験」に合格することが必要です。現在の受入対象職種である計18職種の「建設分野特定技能1号評価試験」を環境が整い次第、今年度については、ベトナム又はフィリピンで実施する予定です。また、一部の職種については、日本国内で「建設分野特定技能1号評価試験」を実施する方向で現在、検討・調整を行っているところです。実施時期などの詳細については、決まり次第、国土交通省及びJACのホームページで公表します。

日本語試験については、国際交流基金日本語基礎テスト(実施主体:(独)国際交流基金)又は日本語能力試験N4以上(実施主体:(独)国際交流基金及び(公社)日本国際教育支援協会)のいずれかに合格することが必要です。日本語試験の実施時期などの詳細については、それぞれの実施主体にご確認ください。

技能評価試験と日本語試験の両方に合格した外国人については、当該外国人の受入れを希望する建設企業と特定技能雇用契約を締結し、後述する一定の手続きを経て、「特定技能1号」という在留資格が付与されます。

その後、熟練した技能を有する外国人については、班長としての一定の実務経験に加えて、技能検定1級の水準に相当する建設分野特定技能2号評価試験(実施主体:JAC)(又は技能検定1級でも可能)に合格すれば、在留資格の審査を経て、「特定技能2号」という在留資格が付与されます。なお、特定技能2号の在留資格を得るために必要となる日本語試験はありません。

ルート2 技能実習を経験している外国人の場合(試験免除者)

技能実習2号を良好に修了した外国人については、技能評価試験及び日本語試験が免除されます。このため、試験免除で1号特定技能外国人になることが可能です。

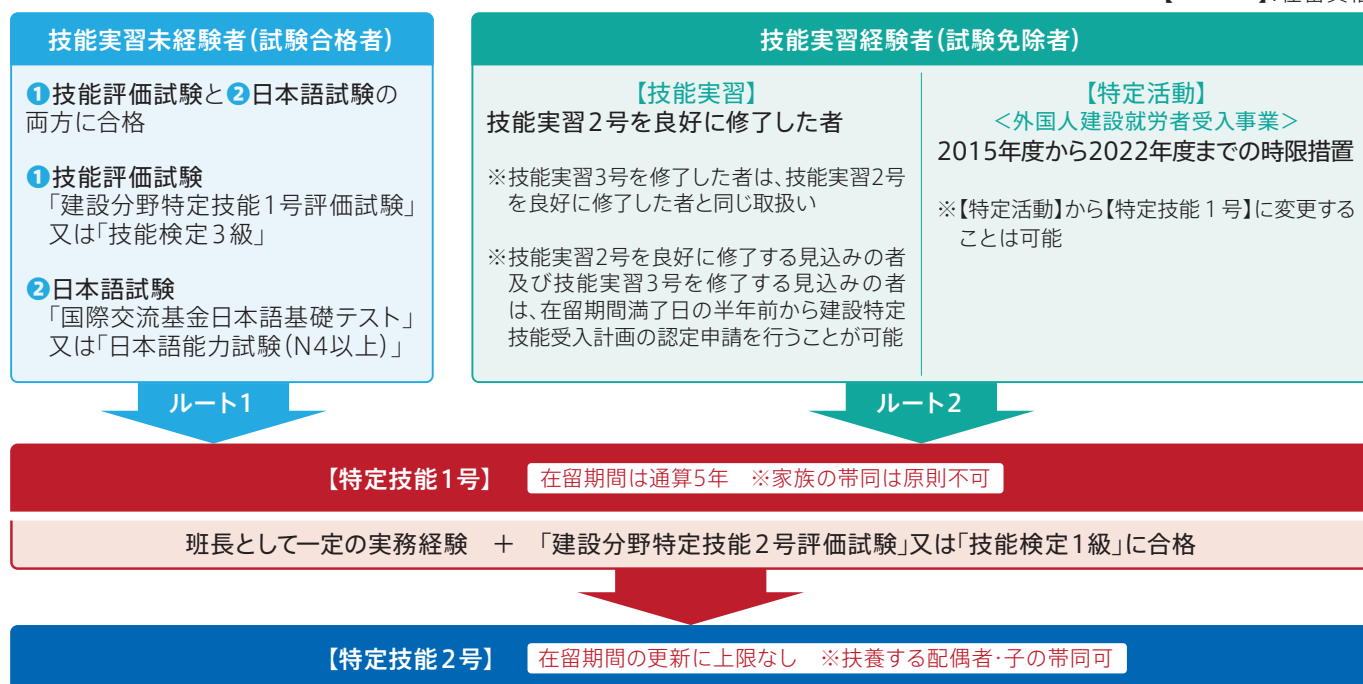
技能実習3号を修了した外国人については、技能実習2号を良好に修了したことを前提としているので、試験免除で1号特定技能外国人になることが可能です。また、在留資格「特定活動」(国土交通省の外国人建設就労者受入事業)で就労中(又は就労したことがある)の外国人建設就労者についても、技能実習2号を良好に修了したことを前提としているので、試験免除で在留資格「特定活動」から在留資格「特定技能1号」に変更することが可能です。

前述の試験免除者となる外国人については、当該外国人の受入れを希望する建設企業と特定技能雇用契約を締結し、後述する一定の手続きを経た後に、「特定技能1号」という在留資格が付与されます。

その後、熟練した技能を有する外国人については、班長としての一定の実務経験に加えて、技能検定1級の水準に相当する建設分野特定技能2号評価試験(実施主体:JAC)(又は技能検定1級でも可能)に合格すれば、在留資格の審査を経て、「特定技能2号」という在留資格が付与されます。なお、特定技能2号の在留資格を得るために必要となる日本語試験はありません。

■ (資料1) 特定技能外国人になるルート ■

【 】: 在留資格



(3) 受入負担金の負担

1 受入負担金の額

1号特定技能外国人を受け入れる建設企業（以下「受入企業」という。）の皆様には、1号特定技能外国人1名につき毎月、右の表に記載する受入負担金を負担いただく仕組みとなっています。この受入負担金の徴収は、消費税の不課税取引となります。なお、この受入負担金は、直接的又は間接的を問わず、1号特定技能外国人に負担させてはいけません。

この受入負担金は、教育訓練及び技能評価試験の実施、試験合格者や試験免除者の就職・転職の支援、受入企業及び1号特定技能外国人に対する巡回指導並びに母国語相談ホットライン業務など、JACが特定技能外国人受入事業実施法人として実施する共同事業に充てられます。

■ 受入負担金 ■

1号特定技能外国人の区分	1人あたりの受入負担金の月額
試験合格者（JACが行う教育訓練を受けた場合）	2万円
試験合格者（上記以外の場合）	1万5千円
試験免除者（技能実習2号修了者等）	1万2千5百円

2 受入負担金の徴収方法

受入企業の皆様に負担いただく受入負担金の徴収方法については、JACへの加入区分により取扱いが異なり、次の**ア**又は**イ**となります。

ア JACの正会員である建設業者団体の会員である受入企業の場合

所属する建設業者団体によって受入負担金の徴収方法が異なります。多くの場合は、所属する建設業者団体が受入企業の皆様から受入負担金を徴収いたします。また、一部の場合は、受入負担金を口座振替にてJACに直接お支払いいただきます。詳細については、所属するJACの正会員である建設業者団体に直接お問い合わせください。

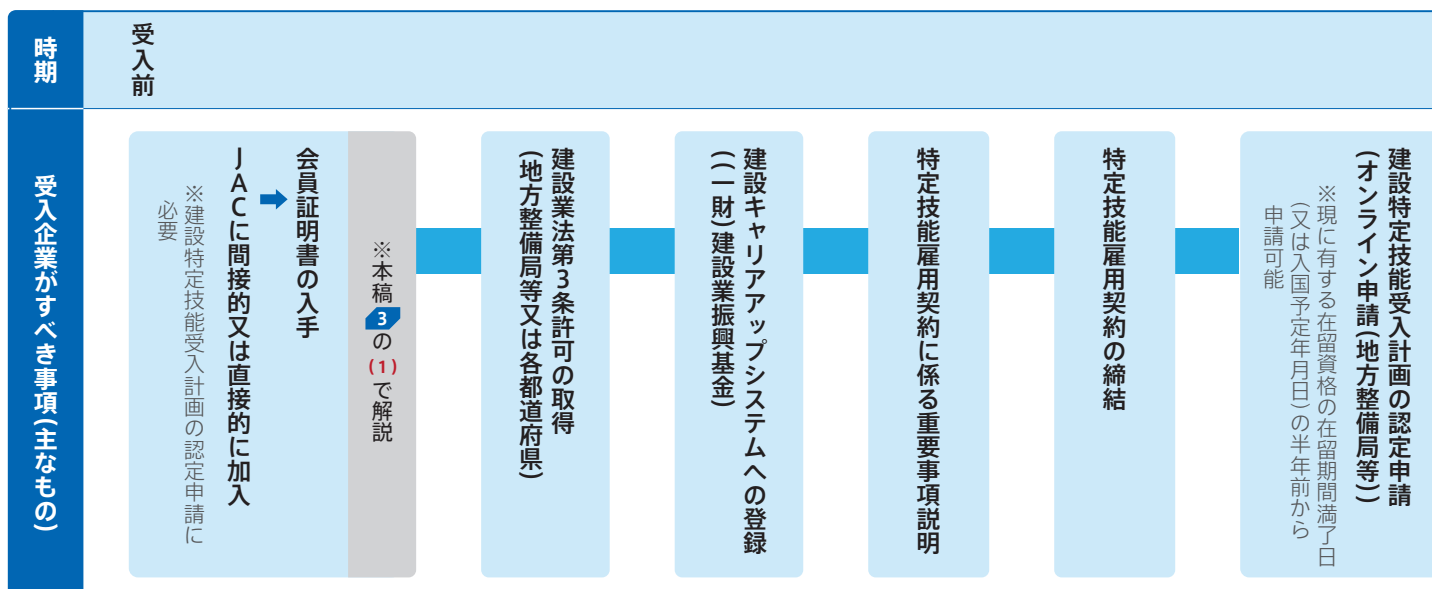
イ JACの賛助会員である受入企業の場合

入会の承認時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出いただいております。受入負担金を口座振替にてJACに直接お支払いいただきます。

3. 受入企業がすべきこと（主なもの）

ここでは、受入企業がすべきことを時系列で解説をしていきます。まず、その全体像について、資料2のフロー図で概観し、そのうち(1)特定技能外国人受入事業実施法人への所属、(2)建設特定技能受入計画の認定申請、(3)1号特定技能外国人支援計画の作成、(4)在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請について、解説をしていきます。

■ (資料2) 受入企業がすべきこと(フロー図) ■



(1) 特定技能外国人受入事業実施法人への所属

1 JACへの加入

受入企業は、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成30年12月25日閣議決定）」に基づき、特定技能外国人受入事業実施法人であるJAC（2019年4月1日国土交通大臣登録）に間接的に又は直接的に加入することが必要です。

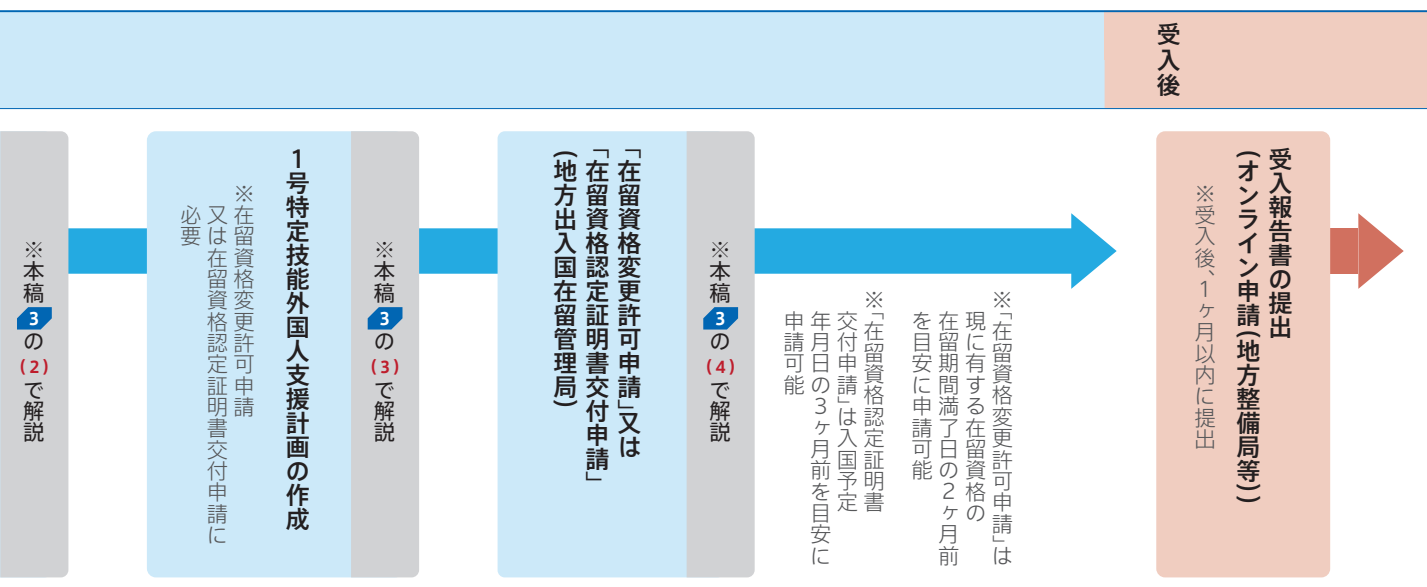
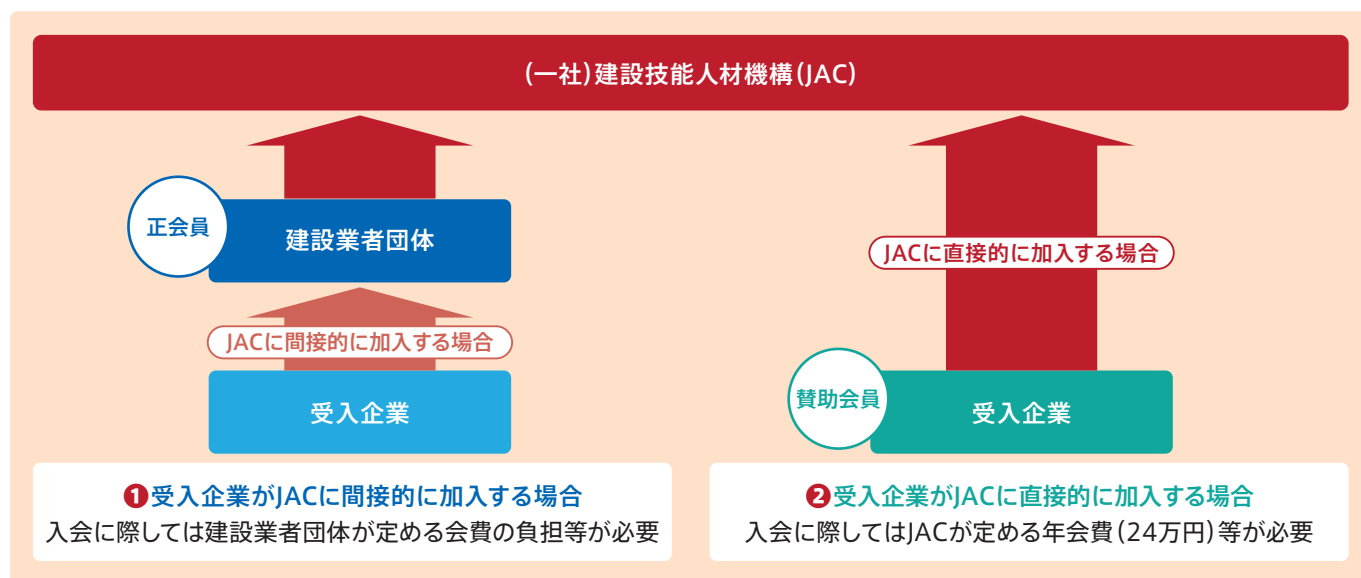
① JACに間接的に加入する場合

2020年6月4日現在、JACは38の正会員（建設業者団体）で構成されています。受入企業が、JACの正会員である建設業者団体の会員である場合には、JACに間接的に加入していると見なしますので、JACに直接的に加入する必要はありません。この場合、受入企業の皆様から、JACが年会費をいただくことはありません。しかし、所属される建設業者団体が定める会費負担等のルールに従う必要があります。JACの正会員である建設業者団体への入会を希望される場合には、当該団体に直接お問い合わせください。

② JACに直接的に加入する場合

受入企業の皆様の中には、様々な理由により、JACの正会員である建設業者団体の会員とならない場合があると承知しております。その場合は、JACに直接的に加入し、賛助会員となることが必要です。JACの賛助会員として入会するには、入会申込書、建設業許可等に関する申告及び誓約書、履歴事項全部証明書、印鑑証明書等の書類の提出に加えて、年会費24万円の負担及びJACの理事会の承認が必要となります。JACの賛助会員として入会を希望される方は、JACのホームページの「入会を希望する方へ」をクリックして、必要な手続きを進めてください。必要書類をご提出いただいた後に、1ヶ月半程度で入会の承認を行っております。

■(資料3) JACへの加入 ■



■ 受入企業を傘下に有するJACの正会員団体一覧(37建設業者団体) ■

(2020年6月4日現在)

正会員団体の名称	電話番号	ホームページ
(一社) 全国建設業協会	03-3551-9396	http://www.zenken-net.or.jp/
(一社) 日本道路建設業協会	03-3537-3056	http://www.dohkenkyo.or.jp/
(一社) 全国中小建設業協会	03-5542-0331	http://www.zenchuken.or.jp/
(一社) 日本電設工業協会	03-5413-2161	https://www.jeca.or.jp/
(一社) 日本空調衛生工事業協会	03-3553-6431	http://www.nikkuei.or.jp/
(一社) マンション計画修繕施工協会	03-5777-2521	http://www.mks-as.net/
(一社) 日本型枠工事業協会	03-6435-6208	http://www.nikkendaikyoo.or.jp/
(一社) 日本左官業組合連合会	03-3269-0560	http://www.nissaren.or.jp/
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731	https://www.zenatsuren.com/
(公社) 日本推進技術協会	03-5639-9230	http://www.suisinkyo.or.jp/
(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727	http://www.jemca.jp/
(一社) 日本建設機械レンタル協会	03-3255-0511	http://www.j-cra.org/
(一社) 日本基礎建設協会	03-3551-7018	http://www.kisokyo.or.jp/
(一社) 全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611	http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/
(一社) 日本発破・破砕協会	03-5644-8750	HPなし
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545	http://www.pckouji.jp/
(一社) 全日本漁港建設協会	03-6661-1155	http://www.zengyoken.jp/index.html
(一社) 全日本瓦工事業連盟	03-3265-2887	http://www.yane.or.jp/
(一社) 情報通信エンジニアリング協会	03-3464-3211	http://www.itea.or.jp/

正会員団体の名称	電話番号	ホームページ
(公社) 全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959	http://www.zentekkin.or.jp/
全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966	https://www.assetsu.com/
日本室内装飾事業協同組合連合会	03-3431-2775	http://www.nissouren.jp/
(一社) 全国建設室内工事業協会	03-3666-4482	http://www.zsk.or.jp/
日本建設インテリア事業協同組合連合会	03-3239-6551	http://jeicif.or.jp/
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221	http://nihonkutai.or.jp/
(一社) 日本髙工業連合会	03-3434-8805	http://www.nittobiren.or.jp/
全国建設労働組合総連合	03-3200-6221	http://www.zenkenoren.org/
(一社) 日本ツーパフォー建築協会	03-5157-0831	https://www.2x4assoc.or.jp/
(一社) 日本在来工法住宅協会	03-6408-0285	http://www.jtha.jp/
(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287	https://www.jyukatsukyo.or.jp/
全国管工事業協同組合連合会	03-5981-8957	https://zenkanren.jp/
(一社) 日本金属屋根協会	03-3639-8954	http://www.kinzoku-yane.or.jp/
(一社) 日本建築板金協会	03-3453-7698	http://www.zenban.jp/nichibankyou/nichibankyou-top.html
(一社) 日本保温保冷工業協会	03-3865-0785	https://www.jtia.org/
(一社) 日本ウレタン断熱協会	03-3667-1075	http://www.jua.cc/
(一社) 全国防水工事業協会	03-5298-3793	https://www.jrca.or.jp/
日本港湾空港建設協会連合会	03-3432-2671	http://www.nikkoren.com/

※上記に加えて、受入企業を傘下に有さない(一社)日本建設業連合会及び(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会を加えた39建設業者団体がJACの正会員

2 会員証明書の入手

受入企業の皆様におかれては、JACに間接的に又は直接的に加入した後に、その旨を証明する会員証明書を入手することが必要です。この会員証明書は、後に国土交通大臣に対して行う建設特定技能受入計画の認定申請に必要となります。

① JACに間接的に加入した場合

受入企業の皆様がJACの正会員である建設業者団体の会員である場合には、当該団体に対して会員証明書の発行申請を行ってください。詳細については、所属するJACの正会員である建設業者団体に直接お問い合わせください。

② JACに直接的に加入した場合

受入企業の皆様がJACの賛助会員として直接的に加入されている場合には、入会の承認時に会員証明書を発行しております。

(2) 建設特定技能受入計画の認定申請

受入企業は、建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に対して認定申請を行うことが必要となります。

試験合格者である外国人を雇用する場合又は試験免除者である外国人を雇用する場合のいずれの場合であっても、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には、必ず国土交通大臣の認定が必要となります。

建設特定技能受入計画の主な認定基準は次の①から⑦とされております。

現在、日本国内に在留している技能実習2号を良好に修了する見込みの者等を採用する場合には、在留資格「技能実習」の在留期間満了日の半年前から建設特定技能受入計画の認定申請が可能ですので、計画的にご準備されることをお勧めします。なお、国土交通大臣の認定には2ヶ月程度を要するようです。

認定申請先: 外国人就労管理システム

https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal

(注) 原則としてオンラインによる申請になります。建設特定技能受入計画の審査・認定の事務は国土交通省の各地方整備局等で行います。

建設特定技能受入計画の主な認定基準

- ① 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
- ② 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
- ③ JACへの加入及びJACが策定した行動規範の遵守
- ④ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い(月給制)、技能習熟等に応じた昇給
- ⑤ 賃金等の契約上の重要事項を書面で事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
- ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習・研修を受講させること
- ⑦ 国又は適正就労監視機関((一財)国際建設技能振興機構(FITS))による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ

(3) 1号特定技能外国人支援計画の作成

特定技能外国人制度において、建設分野を含む14分野共通の取扱いとして、出入国管理法第2条の5第6項及び第19条の22第1項の規定に基づき、受入企業は、1号特定技能外国人が「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるよう職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する必要があります。

そのため、受入企業は、「1号特定技能外国人支援計画」を作成し、各種基準に適合していることなどが求められます。「1号特定技能外国人支援計画」は、在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請の際に必要となります。

法務省のホームページに1号特定技能外国人支援に関する運用要領が公開されております。ご活用いただきますようお願いいたします。

HP <http://www.moj.go.jp/content/001315380.pdf>

(4) 在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請

1 日本国内に在留している外国人を採用する場合(在留資格変更許可申請が必要)

日本国内に在留する技能実習2号を良好に修了する見込みの者等を1号特定技能外国人とするためには、地方出入国在留管理局に対し、在留資格変更許可申請の手続きをする必要があります。その際には、1号特定技能外国人支援計画が必要となります。

なお、技能実習2号等の在留期間満了日の2ヶ月前を目安に在留資格変更許可申請が可能ですので、計画的にご準備されることをお勧めいたします。

法務省のホームページに在留資格変更許可申請書等が公開されております。ご活用いただきますようお願いいたします。

HP <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

2 海外から来日する外国人を採用する場合(在留資格認定証明書交付申請が必要)

試験合格者又は技能実習2号を良好に修了した後に帰国した者(技能実習2号を良好に修了後、技能実習3号又は外国人建設就労者の経験を有し帰国した者を含む。)を1号特定技能外国人とするためには、地方出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書交付申請の手続きをする必要があります。その際には、1号特定技能外国人支援計画が必要となります。

なお、入国予定年月日の3ヶ月前を目安に在留資格認定証明書交付申請が可能ですので、計画的にご準備されることをお勧めいたします。

法務省のホームページに在留資格認定証明書交付申請書等が公開されております。ご活用いただきますようお願いいたします。

HP <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>

4. おわりに

技能実習2号等を修了後、引き続きの在留が認められなかったこれまでとは異なり、今後は1号特定技能外国人として通算5年間働くことができるようになりました。また、一定の要件を満たす熟練した外国人技能者については、2号特定技能外国人として在留期間の更新に上限がなく働くことができるようになりました。

この特定技能外国人制度の創設により、建設企業は将来を見据えて計画的に外国人を受け入れ、育成していくことが可能になりました。本稿を機会に、この特定技能外国人制度を正しく理解し、有効に活用することで、それぞれの建設企業の皆様の人材確保策の一助となれば幸いです。

受入企業・現場で働く皆さまにお聞きました!!

特定技能外国人 という新しいチカラ



2004年以来、延べ50名以上の外国人を受け入れてきた「株式会社小黑組」(東京都江東区)。特定技能外国人の働きを推進する同社の皆さまに、その仕事ぶりや印象、コミュニケーションの工夫などを伺いました。技能実習生から特定技能1号となり、現場の第一線で活躍する4名の声もご紹介します。

特定技能外国人と共に働く3名にお聞きました!



工場長 亀田さん



副工場長 技能指導担当
三丸さん



工務部 生活指導担当
横山さん

技能に優れた即戦力!!

仕事への意識や成長意欲もとても高いです。

——特定技能外国人を受入れるメリットとは?

三丸 特定技能の資格を持つということは、すでに優れた技能を有しているということ。即戦力としての活躍は大きなメリットですね。また彼らと接して驚くのは、成長しようとする意欲が日本人よりはるかに高い点です。現場の技を積極的に学びとろうとする向上心あふれる姿勢は、周りの人間にとっても良い刺激になっています。日本の職人が減っている中、外国人の働き手は本当に大きな戦力です。工場の仕事は人海戦術的な面もあるので、一人でも多くの人を育てていかなければなりません。進んで学ぶ彼らに期待するところは大きいですね。

「ほんのちょっとの工夫」で

コミュニケーションはうまくいきます。

——受入れる際に苦労したことは?

横山 やはり最初は日本語を話し慣れていないこともあり、戸惑う面もありました。でも積極的に話しかけていくことで、すぐにコミュニケーションはスムーズになりました。彼らもお昼休みや仕事後などに自ら日本語を勉強したり、日本人と会話することで、日本語能力をグングン伸ばしています。話しやすい、相談しやすい雰囲気をつくっておくことはとても大事ですね。

受け入れ企業

VOICE

——共に働く中で工夫していることは?

横山 彼ら自身、母国を離れて働く中で仕事や日常に悩むことも。そうした時にはしっかり話を聞いて、気持ちに寄り添うことが大切です。ご飯やレジャーに連れていき気分転換を図ることもありますし、社員旅行などのイベントもすごく喜んでくれますね。また誕生日には必ずケーキでお祝いをしてあげるんですが、私の誕生日には逆にサプライズパーティーを開いてくれて…。気持ちが通じてるんだなと、うれしかったですね。

現場のリーダー、会社の核となっていく
人材として大いに期待しています。

——今後、期待していることは?

亀田 日本の若い世代が減る中で、特定技能外国人である彼らが現場のリーダーとなり、ゆくゆくは会社の核となります。人の見ていないところでも真面目に努力を重ねる方たちなので、たくさんのを学び続け、リーダーシップを発揮してもらいたいと思います。現場を率いるにふさわしい技能はすでに持っているの、どんどん経験を重ねてほしいですね。小黑組だけでなく、建設業界を担う人材として期待を寄せています。

共に会社を支えてくれる大きな戦力です。

小黑組では、ベトナムより毎年3名を鉄筋加工技能者として雇用しています。国内で職人の成り手が少ない中、勤勉で仕事を覚えるのも早い外国人の方には大変助けられており、企業としても特定技能1号の在留資格取得を後押ししています。特定技能外国人の方には実習生たちのリーダーとして指導にあたってもらうなど、これからも共に社業を進めていく大きな力として期待しています。

代表の
声

代表取締役社長
刈谷 功一 氏





ご協力いただいた取材先

小黑組 船橋工場さん

企業情報

株式会社小黑組(創業1930年)
 東京都江東区亀戸2-17-15
 従業員数: 124名(4月15日現在)
 事業内容: 鉄筋工事業
 Website:
<http://www.oguro-gumi.co.jp>



さらなる仕事・日本語習得のため
 目標を一つずつクリア。これから
 も小黑組に貢献したいです!

ビックさん(25歳)

日本語能力とコミュニケーション力に長けたビックさん。複雑な加工機の取り扱いを任されるほか、他のベトナム実習生への通訳も行なうなど、実習生のみならず日本人社員の手本になる、リーダーからの信頼度も大きい期待の若手です。日本語能力試験N1レベルを目指してさらに猛勉強中!



優しく仕事を教えてくれた小黑組
 のみんなに感謝!後輩たちもしっ
 かり育てていきたいです。

タックさん(32歳)

自分で満足できなかったことは休みの日返上で勉強するなど、仕事に対する真摯な姿勢が魅力の努力家・タックさん。現場では加工チームに所属し、後輩である実習生たちへも熱心に指導をおこなう面倒見の良い先輩という一面も。今後は切断加工もやっていきたいと意欲に燃えています。



特定技能外国人

VOICE



特定2号を目標に、日本の技能や
 働き方を勉強中。現場のリーダー
 として働いていきたいです!

ソンさん(27歳)

みんなのまとめ役としてリーダーシップを発揮するソンさん。現場においても加工予定と照らし合わせながら加工指示書をチェックし、効率を考えた切断順などを決めるリーダークラスの業務を担当。全ての機械操作を任せることのできる、頼りになる存在です。



1級鉄筋施工技能士&日本語能力
 試験N1レベルを目指して頑
 張り中! 今の仕事をさらに究めて
 いきたいです。

タムさん(28歳)

母国ではエアコンや洗濯機などの電化製品を修理していた経歴を持つタムさん。先輩たちから学んだ技術を活かし、精度3mm以内が要求されるプレキャストコンクリート工事用鉄筋を切断加工する専用機の操作を任されるなど、精密で丁寧な仕事ぶりが現場でも高く評価されています。



技能検定随時3級筆記試験に向けてみんなで勉強会! 真剣に取り組めます。



社員の皆さんや実習生の皆さんと共に大網白里海岸へ旅行。より仲が深まりました!



お世話になっている横山さんへサプライズバースデーパーティーを開催!

最後に

現場での活躍と共に、成長意欲や人柄も高く評価されている特定技能外国人の皆さん。建設業界の未来を担う人材として大きな期待を寄せられています。

未曾有の危機をいかに乗り越えるか

コロナ・ショックと世界経済・日本経済

みずほ総合研究所 チーフエコノミスト 長谷川 克之

新型コロナウイルスのパンデミック(世界的大流行)に見舞われている世界経済。日本でも4月7日に政府が緊急事態を宣言した。コロナ・ショックにより、世界経済・日本経済は目先、急降下に直面することが避けられないだろう。そこで今回は、今後の経済をどのように展望すべきか、見通しと留意点について考察する。

目先は極めて厳しい経済環境を覚悟

新型コロナウイルスの感染は、世界経済が減速しているなかで始まった。一昨年来の米中貿易戦争によって製造業が世界的な不振に直面した一方で、サービス業が相対的に底堅さを維持していたが、そのサービス業が今般のショックで壊滅的な打撃を受けている。

欧米では3月中旬以降、主要都市がロックダウン(封鎖)され、幅広い分野で個人消費が大幅に抑制されている。2020年4～6月期の欧米におけるGDP成長率は、前期比年率で20～30%程度の未曾有の落ち込みとなるがい然性が高く、日本経済も欧米ほどではないが大幅な落ち込みとなろう。日米欧とも四半期としては08年の世界金融危機時を上回る戦後最大の経済収縮になる。

メインシナリオとしては、年央頃までには感染拡大が一服し、年後半以降に経済活動が徐々に回復に向かうものと見たい。その場合でも20年通年では世界経済、日本経済はともにマイナス成長になる可能性が高い。もっとも、感染の収束、経済活動の正常化のタイミングやペースについては極めて不確実性が高い。ウイルスという見えない敵との戦いが想定以上に長期化する恐れもあり、予断を持たずに対処することが求められる。

国際金融面で留意すべき3つの「E」のリスク

コロナ・ショックは基本的には感染症拡大に伴う一時的な需要減少と供給途絶に伴う経済ショックである。しかし、グローバル金融市場が前代未聞の変動に見舞われていることには留意が必要だ。

第一に、原油価格の急落に伴うエネルギー(Energy)セクターを起点とした信用リスクの高まりである。世界的な需要の冷え込み、産油国の協調減産体制のほころびによる供給圧力の増大から原油価格が急落、不安定な展開が続いている。米国では昨年までの景気拡大のなかで企業債務が過去最高水準にまで膨れ上がっており、とりわけ信用力が劣る企業で「低格付け社債」などでの債務が積み上がっている。低格付け社債市場ではエネルギーセクターが最大の資金調達主体であり、原油安に伴う企業破綻の増大が懸念される。

第二に、新興国市場(Emerging Market)への影響である。超低金利環境の下での「利回り狩り」の投資マネーの流入により、新興国の債務は過去最大の規模に拡大しており、そうしたマネーが今般のショックに伴い新興国から流出している。また、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、医療体制の整備が十分でない新興国の政治・経済・社会への影響にも注意が必要である。

第三に欧州(Europe)の金融問題に与える影響も注視を要する。欧州域内ではイタリアとスペインでの感染がとりわけ顕著であり、両国のファンダメンタルズは、域内では相対的にぜい弱と言わざるを得ない。イタリアの不良債権比率は近年低下傾向にあるが、引き続き7%超と高水準であり、スペインでも3%台半ばとEU域内の平均より高い。何れもブラジル、メキシコ、ロシアといった産油国に対する国際与信が大きい。コロナ・ショックによるファンダメンタルズの悪化が、欧州域内での金融問題の顕在化をもたらすリスクもある。

求められる政策総動員と3つの「C」

戦後最大とも言える新型危機に直面するなか、実体経済の落ち込みと金融市場の調整に伴うリスクを少しでも抑制するために、各国で財政・金融両面で異例の政策対応が採られている。何よりも迅速かつ機動的な実行が急務であるとともに、追加的な支援措置も必要となつてこよう。

この国難の中で、われわれに求められているのは3つの「C」ではないだろうか。第一がケア(Care)である。感染抑制や事業継続に向けた「細心の注意」であり、お客さま、従業員や経済的・社会的弱者に対する「思いやり」でもある。第二がコラボレーション(Collaboration)である。官民挙げての協力、業界内、あるいは業界の垣根を超えた協力、そして国際協力が不可欠だ。第三が、やや露骨だが、キャッシュ(Cash)である。感染長期化のリスクも見据えた現金、流動性の確保も必要だろう。

英語のCrisisはギリシャ語のkrino(決断する)に語源があるとされる。コロナ・ショックによる新型危機を、政府、企業、われわれ一人ひとりの「決断」により、何としてでも乗り越えていきたい。

なぜ新卒の社員が辞めてしまうのか

日経コンストラクション編集長 浅野 祐一

超売り手市場の影響を受け、建設業では深刻な人手不足が続いてきた。その結果、新卒の社員が採用できないだけでなく、首尾良く採用できたとしてもなかなか定着してもらえないという課題を抱える建設会社は少なくない。日経コンストラクションの独自調査などでその背景を探った。

建設業では、深刻な人手不足が続いている。リクルートワークス研究所が2019年4月に発表した建設業の大卒求人倍率は6.21倍に達していた。日経コンストラクションが土木一式の完成工事高30億円以上の主要建設会社などを対象に、19年4月入社の新卒採用の状況を調査したところ、回答を寄せた160社の46%が、採用者数が「予定数に満たなかった」と答えた。

さらに、東京都中小建設業協会が会員企業に18年度の採用状況を尋ねたところ、「0人」と答えていた会社が53%に達していた。こうした数字からも、若手の採用が難しくなっている実情がうかがえる。

強烈な売り手市場の影響を受け、せっかく採用してもすぐに辞めてしまう若手は多い。その背景を探るために、日経コンストラクションでは20年1月、主に建設業界に勤める若手を対象とした独自のアンケート調査を実施した。

その結果、仕事内容や働き方に対して抱く就職前のイメージとのギャップが、「かなりある」「ある」「少しある」と訴える回答が7割超に達した。仕事の内容や働き方に対するイメージギャップが、若手の失望につながっている実態が浮かび上がってくる。

重視するのは仕事のやりがい インターン制度の存在感も

では、そもそも若手はどのような視点で就職先を決めるのか。就職先を決めた理由についてもアンケートで確認した。就職先を決めた理由を選択肢から選んでもらうと、「仕事内容にやりがいがある」が最も多く、7割弱を占めた。これに「社員の人の人柄や社風が良い」「知名度・ブランド力が高い」「給料が高い」が続いた。特に、「仕事内容にやりがいがある」という選択肢は、就職を決めた最も大きな理由としても、4割超の回答を集めていた。

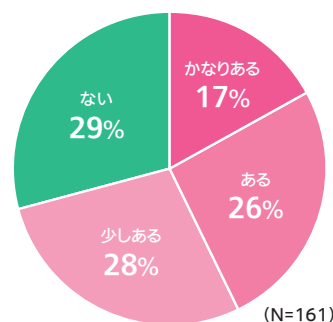
仕事内容への思い入れが強い分、そのイメージとのギャップが大きければ、悩みは増す。売り手市場にある環境下では、新卒の社員は会社になんと見切りをつけてしまう。

では、就職活動をする若手は、どのようにして就職に必要な情報を得ているのか。アンケート結果を見ると「企業単独の説

明会、現場見学会」「OB、OG訪問」が5割弱で拮抗していた。最近増えている「インターンシップへの参加」も4割を超えており、学生としては、企業ときちんと接触したうえで情報を収集している状況が見て取れる。それでも、ミスマッチが多かったり、イメージギャップが大きかったりすることは、企業側が学生に伝えている情報にも問題がある可能性が高い。

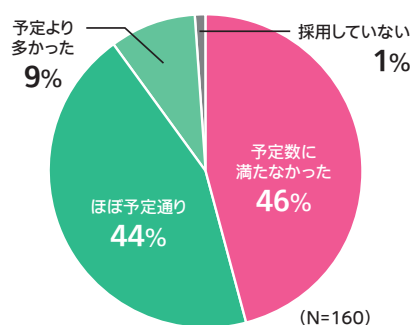
ここまで示してきたアンケート結果などを見ていくと、就職前の学生に仕事の内容や働き方について正確に伝えていくことが非常に重要だと分かる。若手を引き入れたいという思いばかりが先走り、実際とは異なる良い部分だけをアピールをしても、入社後に定着してくれる確率は低いという現実を認識しておきたい。

図1 就職前後で仕事内容や働き方にイメージとのギャップがあったか？



(資料:日経コンストラクション)

図2 半数近くは採用予定数に満たない



2019年4月入社の新卒採用の状況を尋ねた結果。土木一式の完成工事高30億円以上の会社などを対象に、日経コンストラクションが調査した結果に基づく

働き方改革 関連法案に対応!! 建設業の 労務管理

第6回



アスミル社会保険
労務士事務所代表
特定社会保険労務士

櫻井 好美

民間企業に7年勤務後、
2002年櫻井社会保険労務士事務所（現・アスミル社会保険労務士事務所）を設立。

【主なコンサルティング・セミナー内容】

就業規則・労働環境整備、人事評価制度コンサルティング、賃金制度コンサルティング、退職金コンサルティング、働き方改革セミナー、管理職向け労務管理セミナー、建設業向け社会保険セミナー、介護セミナー、WLBセミナー、女性の働き方セミナー、学生向け働く前に知っておいてほしいこと 等

SUBJECT ▶ 月60時間超の時間外労働の割増率の引き上げ

いつからスタート?

2023年4月より、1ヶ月の時間外労働が60時間を超える場合は、割増率が50%以上で支払わなくてはいけなくなります。

残業代の計算方法

法定労働時間を超えて働く場合、また法定休日に働く場合には、会社としてやらなくてはならないことが2つあります。1つは、時間外労働（残業）の限度時間を定める36協定書の締結および届出、もう1つは残業代の支払いになります。前号では、1つ目の36協定書の記載方法について解説をしました。今回は残業代の計算方法についてご案内します。

まず、残業代の計算方法の原則ですが、月給者であっても日給者であっても、まずは時間単価を計算し、それに対して割増率をかけて算出します。

（右図：「残業代の割増率」参照）

（右頁：「残業代の計算方法（例）」参照）

割増率50%以上の考え方

2023年4月からは、先ほど解説した25%の割増率が、月の残業時間が60時間を超えたときに50%以上の割

増率で払わなくてははいけません。具体的にカレンダーでみていきます。

（右頁：「割増率50%以上の考え方（例）」参照）

日給者であっても残業代

日給者であっても、法定労働時間を超えて、または法定休日に働くのであれば、残業代は必要です。例えば、1日8時間労働の会社だとします。月曜日から金曜日まで仕事をすれば、すでに金曜日の時点で40時間労働をしたことになります。ということは、土曜日の出勤は日給であっても40時間を超える労働

となるため、時間外労働となり、割増で支払いが必要になります。

ポイント!!

建設業の場合、時間外労働の上限規制は2024年4月からですが、60時間超えの割増率に関しては建設業だからといった特例はありません。現実的には2024年よりも先に割増率が施行されるのです。ということは、2024年4月まで余裕があると考えのではなく、2023年4月には月の時間外労働が60時間に押さえられるようにしていきましょう。

残業代の割増率

労働時間に含まれる時間	割増率
法定労働時間超 （1日8時間 1週40時間）	25% 増
法定休日 （週1日もしくは4週4日）	35% 増
深夜労働 （22時～5時）	25% 増

(例) 残業代の計算方法

始業8時

終業17時

休憩2時間

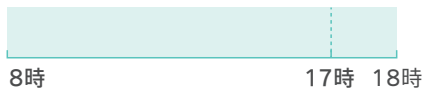
所定労働時間 7時間

の会社

時給 1,200円

の場合

① 18時まで残業した場合

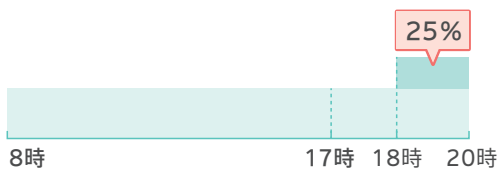


1時間の残業

法定労働時間内(8時間以内)の残業なので、
割増率は不要。

1,200円のお支払いで大丈夫です。

② 20時まで残業した場合

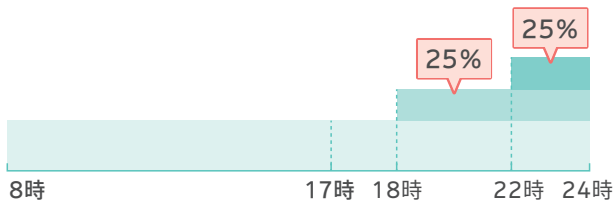


17時～18時・・・1,200円

18時～20時・・・ $1,200円 \times 1.25 \times 2時間$
= 3,000円

合計4,200円の残業代になります。

③ 24時まで残業した場合



17時～18時・・・1,200円

18時～22時・・・ $1,200円 \times 1.25 \times 4時間$
= 6,000円22時～24時・・・ $1,200円 \times (1.25 + 0.25) \times 2時間$
= 3,600円

合計10,800円の残業代になります。

(例) 割増率50%以上の考え方

下記のカレンダーのような時間外労働が行われた場合※

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	5時間	5時間		5時間	5時間	
7	8	9	10	11	12	13
	5時間	5時間	5時間		5時間	5時間
14	15	16	17	18	19	20
		5時間		5時間		
21	22	23	24	25	26	27
	5時間	5時間	5時間			
28	29	30	31			
5時間		5時間		月60時間を超える時間外労働		

※1か月の起算日は毎月1日。休日は土曜日及び日曜日、法定休日
は日曜日(法定休日労働の割増賃金率は35%)とする。

割増賃金率は、日曜日を法定休日と定めているので、以下のとおりとなります。

■ 時間外労働(60時間超)

24・30日=50%

■ 法定休日労働

7・28日=35%



奥多摩に架かる 「国道一小さい橋」

東京郊外の奥多摩町にある森越橋は、橋長わずか3m。「国道に架かるものでは全国で最も短い橋」と言われる。アーチ型の欄干の下を覗けば、桁の下にも小さなアーチ。この二段重ねのアーチに、戦前の土木技術者たちのこだわりと遊び心が垣間見える。

森越橋
東京都奥多摩町

Photo・Text：フリーライター 三上 美絵

大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」（日経BP社）や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報コンペティション審査員。著書『土木の広報〜『対話』でよみがえる誇りとやりがい〜』（日経BP社刊、共著）



以前、土木の専門家の皆さんと奥多摩の橋梁めぐりをしたときのこと。青梅街道をずんずん進む車の中で、「今通ったのが、国道で一番短い橋ですよ」と聞いた。ええっ!? と慌てて振り向いたけれど、小さな欄干らしきものがチラリと見えただけ。それからずっと、この橋のことが気になっていた。

そして、新型コロナウイルス対策の「緊急事態宣言」が発令される少し前。東京から飛行機も電車も使わずに行ける“ドボかわスポット”を探していた私は、「そうだ、あの国道一短い橋をきちんと見てみよう」と思い立ったのだ。いざ!

青梅街道の国道昇格で 「国道一短い橋」に

青梅街道をひたすら北西へ。青梅市の山あいに入ると、道は左手に多摩川、右手



▲山側から見た森越橋。欄干と桁の下がダブルのアーチになっている。

にJR青梅線の線路に挟まれてゆく。事前情報によれば、「国道一短い橋」は川井駅の手前にあるという。目を皿にしていると、あった! 道路の両脇に、小さなアーチ型の欄干。近づいてみると、コンクリートの欄干の端に「森越橋」と彫ってある。反対側には「昭和十三年九月成」。竣工が1938年ということは、今秋に82歳を迎えるご長寿橋だ。

橋長はわずか3m。幅員は7.5mなので、長さが幅の半分もない。このあたりには山から多摩川へ注ぎ込む沢がたくさんあり、それぞれに小さな橋が架かっている。中でも最小なのが、森越橋だ。道路から桁の下を覗くと、極小ながらもちゃんとアーチになっていた。

ただし、森越橋が「国道一短い橋」になったのは、1982年のこと。それまで東京都道だった青梅以西の青梅街道が、都心と結ぶ唯一の幹線道路として国道411号に昇格したことによる。

ダム建設の計画浮上で 山奥にコンクリート橋が登場

青梅街道が開かれたのは、江戸時代初期の1606年。江戸城の建設にあたり、青梅市成木地区で産出した石灰を市中へ運ぶために敷設された。漆喰の原料となる石灰は、城を築くのに欠かせないものだった。青梅街道はその先、西は大菩薩峠を越えて

山梨県甲府市まで続いている。

大正時代の初めになると、馬車交通に対応するため、道路を拡幅するとともに、勾配をなだらかにする改修が行われた。これに伴い、既存の橋の多くがかさ上げや延伸を目的として近代的な橋に架け替えられた。ただし、当時の主流は、まだ木造の橋だった。

森越橋のある川井地区に、鋼やコンクリートの橋が登場したのは昭和初期のこと。現在の森越橋も、このときに架けられたものだ。山奥の地域でありながら、木造の橋がこうした永久橋に架け替えられた時期としては、かなり早い。その理由は、東京の飲料水確保のため、多摩川上流に小河内ダムの建設計画が持ち上がり、青梅街道が資材搬送ルートとなったからだ。江戸時代の石灰とは逆方向への物流だ。

設計者の遊び心を想像させる 二段重ねの小さなアーチ

それにしても、3mしかない橋の欄干や下部工を、わざわざアーチ型にする必要があったのだろうか。普通なら、シンプルな桁橋になりそうなものだ。

川井地区では同時期に、森越橋よりも大きい神塚橋、大正橋、川井橋、八雲橋などが、いっせいに鉄筋コンクリート橋や鋼橋に架け替えられた。そのすべてがアーチ橋だ。紅林章央さんらによる論文は、大正橋を



▲ コンクリートの欄干は美しい苔に彩られ、石造のような趣を放つ。建設から80年以上がたち、欄干のアーチは鉄パイプで補強されていた。

除く3橋はいずれも10～20mほどの小規模な橋だが、それをあえてアーチにしたのは、「川井地区一帯が江戸時代からの景勝地で、多くの図画にも橋が描かれていたからではないか」と指摘する。景観への配慮から、見た目に美しいアーチ橋を採用したというのだ。

川井地区以外でも、奥多摩の大規模な橋にはすべて異なる形式を採用するなど、当時の東京府はかなりチャレンジングな取り組みをしていた。今でも、小河内ダムのある奥多摩湖周辺は「橋の見本市」として、橋マニアに人気のスポットとなっている。

しかし、この論文の調査は10m以上の橋を対象とするもので、森越橋については触れていない。しかもこの橋の周囲には、橋を觀賞するような視点場もない。では一体なぜ、わざわざアーチを重ねてあるのか。

森越橋のデザインは、景観にこだわりを持つ当時の設計者たちの“遊び心”だったのではないかと推測される。あるいは、やがて大きなアーチ橋を設計することになる若手の“小手試し”かもしれない――。

歩けば数歩で渡れてしまい、車なら気づくらず通り過ぎてしまうほどのドボかわいいアーチの橋。80年以上を経て、美しい緑の苔に包まれた欄干を見ていると、そんな想像が膨らんでくる。



▲ 道の両側のガードレールが途切れた部分に欄干が見える。長さより幅のほうがずっと広い。



▲ 欄干の四隅に橋名と竣工年が彫られている。写真は「森越橋」と読める。



▲ 手前が大正橋、奥は青梅線の大丹波川橋梁。川井地区に架かる橋はすべてアーチ橋に統一されている。

アクセス
access

JR青梅線川井駅から青梅街道を御嶽駅方面へ
向かい徒歩7～8分

建設技能者能力評価制度 「レベル判定システム」の運用開始について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

建設業界における最も大きな課題の一つは、建設業を支える担い手の確保です。国土交通省では、これまでも官民連携の下、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底など、現場で働く技能者の処遇改善のための取組を進めてきたところですが、今後はこれらの取組に加え、現場で働く技能者一人ひとりの経験や技能を正しく評価し、経験・技能に応じた処遇を実現させることが重要です。経験・技能によって立場や賃金が上昇すれば、技能者自身のモチベーションの向上や、若い技能者に対するキャリアパスの明確化にもつながり、優秀な人材の確保、定着・育成も期待できます。

こうした中、平成31年4月から、技能者の資格情報や就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みである「建設キャリアアップシステム」の本運用が開始され、これまで把握が難しかった技能者の技能・経験を客観的に把握することが可能となりました。

国土交通省においては、このシステムに登録・蓄積されている技能者一人ひとりの技能・経験に応じてレベル1～4の4段階の評価を行う「建設技能者の能力評価制度」を本格的にスタートしました（4段階のレベル基準はそれぞれ職種を代表する団体が策定し、国土交通省において認定（令和元年度末時点35職種を認定））。

技能者の能力評価を行う場合は、令和2年4月から運用が開始された「レベル判定システム」に直接アクセスし、申請を行っていただくことが必要になります（申請には手数料が必要）。その後、申請内容に基づきシステム上で技能者のレベル判定が行われ、レベルに応じた色のカードが発行されます。なお、当面の間は、技能者本人がレベル判定の申請を行わず、本人の同意の下で所属企業等が代理申請を行うこととなります。これは、申請の際に、技能者の経歴（過去に働いていた期間等）を所属企業等が証明することが必須となるからです。

レベル判定システムへの申請を行い、技能者の能力を「見える化」しましょう！
詳しくは、国土交通省HPの「能力評価制度」をご覧ください。

国土交通省HP
「能力評価制度」 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html



建設キャリアアップシステムが建設現場で広がりを見せる中、
平成31年4月、「建設技能者の能力評価制度」がスタートしました。
建設技能者のレベルは4段階。
建設現場で培った“力”を見える化しましょう。



建設キャリアアップシステムとは

技能者一人ひとりの資格や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。技能者と事業者の双方にメリットがあります。

経験や資格に応じてレベルアップ！

技能者の経験や知識・技能、マネジメント能力に応じてレベル1から4のカードを発行。能力が上がるとレベルも上がり、カードの色が変わります。

※専門工事業団体等によって職種ごとに能力評価基準が策定され、その中でレベルアップに必要な資格や経験年数等が設定されています。

令和2年度

高校生の 作文コンクール

主催 / 国土交通省、建設産業人材確保・育成推進協議会

募集期間
〔応募期間〕

令和2年
6月1日(月)～7月31日(金)

当日消印有効

建設産業への想い

高校生の皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設産業の仕事により身近なものに感じていただくために、高校生による作文コンクールを実施します。

応募対象

高等学校の建築学科・土木学科等で学ぶ生徒

応募テーマ

建設産業にまつわる内容で、以下のいずれかをテーマとする作品を募集します。

「10年後の私」

又は

「ものづくりとの出会い」

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター

「高校生の作文コンクール」係

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

TEL : 03-5473-4572

Mail : jinzai@kensetsu-kikin.or.jp

応募用紙のダウンロードはこちら▼

建設現場へGO !

検索

届けよう
建設産業への
熱い想い！

令和2年度
未来を
創造する建設産業

私たちの主張

募集期間 〔応募期間〕 令和2年 6月1日(月)～7月31日(金)

当日消印有効

〔主催〕
国土交通省
建設産業人材確保・育成推進協議会

建設産業で働く皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、皆さんの建設産業への熱い想いを伝えていただくとともに、一般の方々へ建設産業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設産業で働く皆さんの主張を募集します。

応募対象

建設産業の仕事に従事している方

応募テーマ

建設産業にまつわる内容で、以下のいずれかをテーマとする作品を募集します。

「地域の守り手として」

又は

「私が考える建設業の未来」

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター

「私たちの主張」係

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

TEL : 03-5473-4572

Mail : jinzai@kensetsu-kikin.or.jp

応募用紙のダウンロードはこちら▼

建設現場へGO !

検索

作文コンクールのWEB申請による受付を開始しました。

※高等学校又は団体・会社等を通じてご応募いただく場合は、そちらの指示に従ってください。

作文コンクールWEB申請の
受付についてはコチラから

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/sakubun>



